
大学・大学院における教員養成
推進プログラム（教員養成GP）

Q & A
（追加版）

平成17年5月

文部科学省高等教育局
専門教育課教員養成企画室

Q. 申請書に添付する意見書については、様式3の後に添付し、申請書と一体としてのり付け又はステイプル止めし、製本テープで製本することでよいのでしょうか。
その際、ページは「意見書」にも付すのでしょうか。

A. 申請書に添付する意見書については、申請書と一体としてのり付け又はステイプル止めし、製本テープで製本してください。また、添付する位置については特に定めておりませんが、様式3の後に添付して差し支えありません。ページ番号は特に付す必要はありません。

Q. 申請書の（様式2）にある下線は、様式どおりに引かなければならないのか。また、文字を強調したりできるのか。

A. 様式2にある各項目の下線については、様式としての目安として記載してあるものですので、必要ありません。また、ある部分を強調するために文字色を付ける、アンダーラインを引く、文字を強調する、などは可能です。

Q. 申請書に添付する、教育プロジェクトの意見書のページ数（枚数）の制限はありますか。

A. 意見書のページ数（枚数）に制限はありません。

Q. 申請書に添付する、教育プロジェクトの意見書は複数の機関から提出していただくことは可能ですか。

A. 可能です。

Q. 様式1-1（1）、1-2（1）の注意書き④について、大学院に在籍する現職教員数ですが、小学校・中学校に限定でしょうか。それとも幼・小・中・高・大全ての現職教員でしょうか。

A. 現職教員については、小学校・中学校に限定になります。なお、常勤・非常勤は問いません。

Q. 自大学と海外の大学が共同で実施するプロジェクトは、共同教育プロジェクトとして申請が可能ですか。

A. 海外の大学は補助の対象ではないので、共同教育プロジェクトとして申請することはできません。

Q. 作成・提出した申請書の電子データについて、図表や写真等を除いても容量が多く送信できない場合は、「MOディスク」でもよろしいのでしょうか。

A. 作成・提出していただいた申請書の電子データでの送付（senkyoik@mext.go.jp 宛）は、図表や写真等を除いたもので結構です。また、電子データのファイル形式は問いません。